

ヤングケアラー相談支援等事業の実施について

家族のケアを担う子ども及び若者の、ケアによる精神的な負担や孤立感を軽減するため、相談支援等事業を令和8年8月から実施します。

1 背 景

令和6年6月に「子ども・若者育成支援推進法」が改正され、18歳から39歳までの若者ケアラーが支援対象に加われました。同年12月に区が実施した若者ケアラー実態調査では、負担を抱えながらも相談につながらず、孤立している若者の存在が一定数いることが明らかになっています。

区はこれまで、18歳未満のヤングケアラーを対象として訪問支援、配食支援、外国語対応通訳派遣を実施し、令和8年4月からは訪問支援と配食支援の対象を22歳（大学生世代）まで拡充しています。

さらに、若者期においても支援が途切れることなく、進学・就職等の人生の節目で誰もが自分らしい選択ができるよう、精神的な負担軽減と孤立防止を目的として相談支援等事業を実施します。

2 事業概要

(1) オンラインサロン

ア 対象者

区内在住の家族のケアをする高校生世代から39歳までの子ども・若者及び元ヤングケアラー

イ 支援内容

ヤングケアラー及び元ヤングケアラーがオンラインでつながり、悩みや経験を共有し交流できる場を設け、進学、就職、人間関係などの不安について安心して話せる環境を提供します。

ウ 実施頻度、時間

3か月に1回、1回2時間程度

(2) ピアサポート

ア 対象者

区内在住の家族のケアをする39歳までの子ども・若者

イ 支援内容

ケアに関する悩みや不安を当事者同士で共有できるよう、年齢や生活状況、相談内容等に応じた少人数グループで相互に支え合う場を作ります。

ウ 実施回数、時間

3か月に1回、1回2時間程度

(3) 休日等夜間相談

ア 対象者

区内在住の家族のケアをする子ども・若者、ヤングケアラーを身近で支える人

イ 支援内容

平日の日中に相談が難しいヤングケアラー等の状況を考慮し、安心して相談できる機会を確保します。ヤングケアラー支援に知見のある専門相談員や元ヤングケアラーが、LINE・電話での相談に応じ、悩みや不安に寄り添い、必要に応じて情報提供、助言を行います。

ウ 受付日時

LINE 全日（年末年始を除く。）

電話 第1・第3水曜日及び毎週土曜日、午後7時～午後10時

3 事業規模

10,290千円

4 財 源

こども家庭庁のヤングケアラー支援体制強化事業（児童虐待防止対策等総合支援事業費 補助率2/3）を活用します。

5 今後のスケジュール（予定）

令和8年8月 広報みなど、区ホームページ等で周知、事業開始